



2022年5月12日

各 位

会社名 株式会社 日本触媒
代表者名 代表取締役社長 五嶋 祐治朗
(コード番号 4114 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 田畑 敦士
(TEL 06-6223-9111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第110期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業のグローバル展開に対応するため、現行定款第1条(商号)に英文表記を追加するものであります。
- (2) 当社の事業目的を現状に即し整理するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。
- (3) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定するための規定を導入するものであります(変更案第9条)。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) 会社法および会社法施行規則において、株主総会の議事録につき詳細に規定がある

ことから、現行定款第 18 条（議事録）を削除するものであります。

- (6) 取締役会および監査役会の招集通知の通知期間につき、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第 22 条（取締役会）および第 27 条（監査役会）の規定の一部を変更するものであります。
- (7) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう、現行定款第 24 条（役付取締役の選定）の内容を一部変更したうえで、現行定款第 23 条（代表取締役）に統合するものであります（変更案第 23 条）。また、これに関連して、株主総会の招集権者を定める現行定款第 12 条（招集）および株主総会の議長を定める現行定款第 14 条（議長）についても、所要の変更を行うものであります。
- (8) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう規定を新設するものであります（変更案第 25 条）。
- (9) 2019 年 5 月 8 日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続を決議しましたので、現行定款第 6 章買収防衛策（第 33 条、第 34 条および第 35 条）を削除するものであります。
- (10) その他、字句の修正および上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2022 年 6 月 21 日（予定）

定款変更の効力発生日：2022 年 6 月 21 日（予定）

以 上

別 紙

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号)	(商号)
第1条 当社は株式会社日本触媒と称する。	第1条 当社は、 <u>株式会社日本触媒と称し、英文では、NIPPON SHOKUBAI CO., LTD.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の物品の製造、加工 <u>ならびに販売</u>	1. 次の <u>製品の製造、加工および販売</u>
(1) <u>無水フタル酸、無水マレイン酸等有機化学製品およびその誘導品</u>	(1) <u>有機化学製品、無機化学製品およびその他の化学工業製品</u>
(2) <u>酸化エチレン、エチレングリコール、アクリル酸等石油化学製品およびその誘導品</u>	[削除 (一部変更し、変更案1.(1)に統合)]
(3) <u>ポリエステル樹脂等各種合成樹脂</u>	(2) <u>合成樹脂その他の高分子化合物</u>
(4) <u>触媒、セラミックス、工業用ガス等無機化学製品</u>	(3) <u>触媒</u> (一部変更し、変更案1.(1)に統合)
(新設)	(4) <u>電子機器、電子部品、電池およびそれらの原材料</u>
2. <u>医薬品、農薬、検査・診断用試薬、食品添加物および飼料添加物の製造、加工ならびに販売</u>	(5) <u>医薬品、医薬部外品、医薬品添加物、医療機器、農薬、肥料、化粧品およびそれらの原料</u>
(新設)	(現行定款3. を一部変更し統合)
3. <u>医療機器、医療材料の製造、加工ならびに販売</u>	(6) <u>食品、食品添加物、飼料添加物、微生物および酵素</u>
4. <u>化学機械用電子制御装置の製作ならびにそのコンピューターソフトウェアの研究開発および販売</u>	(現行定款2. を一部変更し移設)
5. <u>化学機械・器具・装置の製作ならびに販</u>	[削除 (一部変更し、変更案1.(5)に統合)]
	[削除 (一部変更し、変更案2. に統合)]
	[削除 (一部変更し、変更案2. に統合)]

<p>売 (新設)</p> <p>6. <u>建設工事の請負</u></p> <p>7. <u>強化プラスチック船の製造、修理ならびに販売</u></p> <p>8. <u>不動産の売買、賃貸、仲介および管理ならびに駐車場の経営</u></p> <p>9. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集業務</u> (新設) (新設)</p> <p>10. <u>農産物の生産、加工、販売ならびにそれらの生産システムの開発、販売</u></p> <p>11. <u>林産物、水産物の栽培、養殖、加工および販売ならびにその栽培、養殖システムの開発、販売</u></p> <p>12. <u>園芸品の栽培、販売ならびにそれらの栽培システムの開発、販売</u></p> <p>13. <u>ゴルフ練習場その他各種スポーツ施設および遊園地、遊戯施設ならびに喫茶・飲食店の経営</u></p> <p>14. <u>前各号に関連付帯する事業</u> (新設)</p>	<p><u>2. 前号に関連する部材、機械器具、装置およびシステムの開発、設計、製作、据付、販売、保守管理ならびに技術指導</u> (現行定款 4. および 5. を一部変更し統合)</p> <p><u>3. 建設工事の設計、施工ならびに請負</u> (削除)</p> <p><u>4. 不動産業</u></p> <p><u>5. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>6. 倉庫業、運送業および運送取扱業</u></p> <p><u>7. 廃棄物処理業</u> (削除) (削除) (削除)</p> <p><u>8. 前各号に関連付帯する事業</u> (<u>単元未満株式の権利の制限</u>) <u>第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p>
--	--

<p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式の取扱)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の<u>決議に基づき取締役社長</u>がこれをなす。ただし、取締役社長に事故があるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれをなす。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれに当たり、<u>取締役社長</u>に事故があるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株式の取扱)</p> <p>第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または<u>本定款</u>に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定める取締役</u>がこれをなす。ただし、<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役</u>がこれをなす。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 16 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(役付取締役の選定)</u></p> <p><u>第 24 条 取締役会は、その決議をもって取締役会長 1 名および取締役社長 1 名を選定することができる。</u></p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>② 監査役会の招集通知は会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(社外取締役および社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役<u>及び</u>社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 <u>買収防衛策</u></p>	<p><u>② 取締役会は、その決議をもって、取締役または執行役員の中から、社長 1 名を選定する。</u></p> <p><u>③ 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から会長 1 名を選定することができる。</u></p> <p>[削除 (一部変更し、変更案第 23 条に統合)]</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役会の招集通知は会日の 3 日前<u>まで</u>に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(社外取締役および社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役<u>および</u>社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(買収防衛策の導入および発動)</u></p> <p><u>第 33 条 当社は当社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。</u></p> <p><u>② 買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(買収防衛策の導入および廃止)</u></p> <p><u>第 34 条 当社は前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。</u></p> <p><u>② 当社はいつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(買収防衛策の有効期限)</u></p> <p><u>第 35 条 前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>② 前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>1. 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する</u></p>

	<p><u>法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--